報 道 発 表 資 料

令和８年 11 月
国　　税　　庁

令和７事務年度の「相互協議の状況」について

国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施しています。

１．相互協議事案の発生件数

○ 令和７事務年度の発生件数は 267 件（前事務年度比 95%）となりました。

○ そのうち、事前確認に係るものは 210 件（構成比 79%）、移転価格課税その他に係るものは 57 件（同 21%）でした。

（注）相互協議事案の種別の詳細については、別紙１を参照してください。

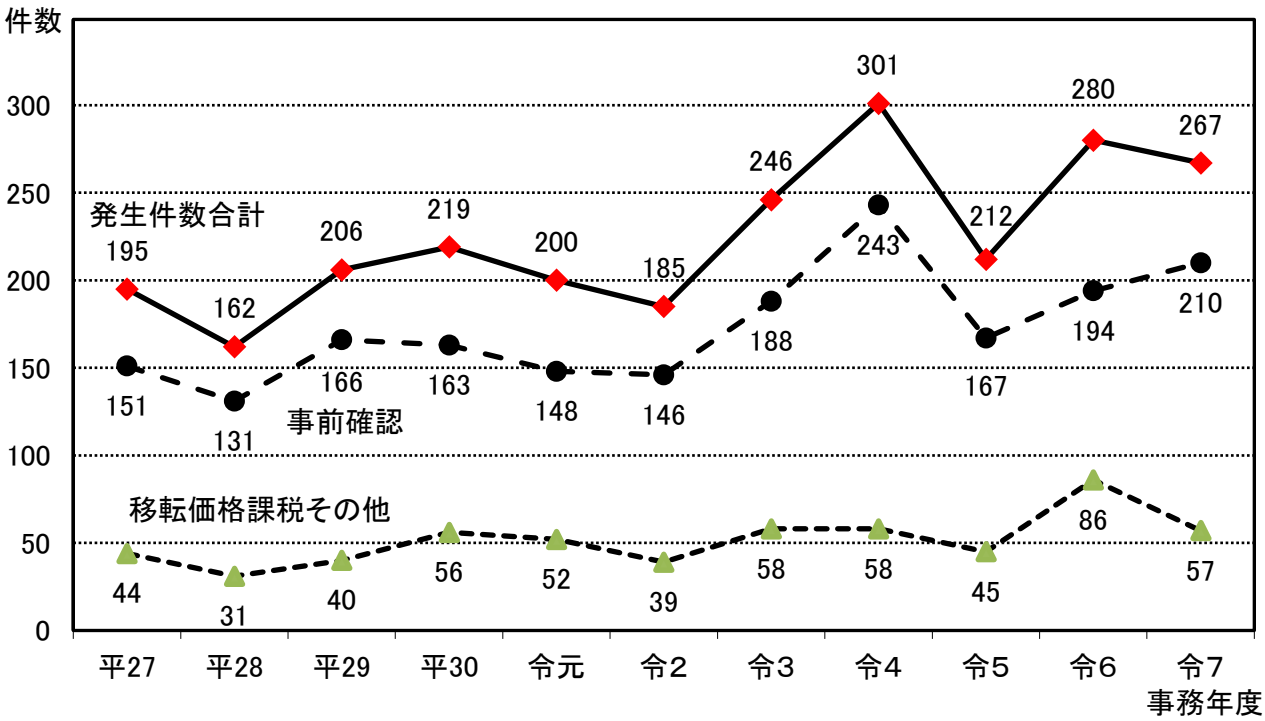

（注）１　事務年度は７月１日から翌年６月 30 日までです。
２　発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。
３　「移転価格課税その他」には、移転価格課税に加えて、恒久的施設（PE）に関する事案や、源泉所得税に関する事案などが含まれます。

２．相互協議事案の処理件数

(1)　処理件数

○ 令和７事務年度の処理件数は 231 件（前事務年度比 95%）となりました。
○ そのうち、事前確認に係るものは 178 件（構成比 77%）、移転価格課税その他に係るものは 53 件（同 23%）でした。
（注）相互協議事案の種別の詳細については、別紙１を参照してください。

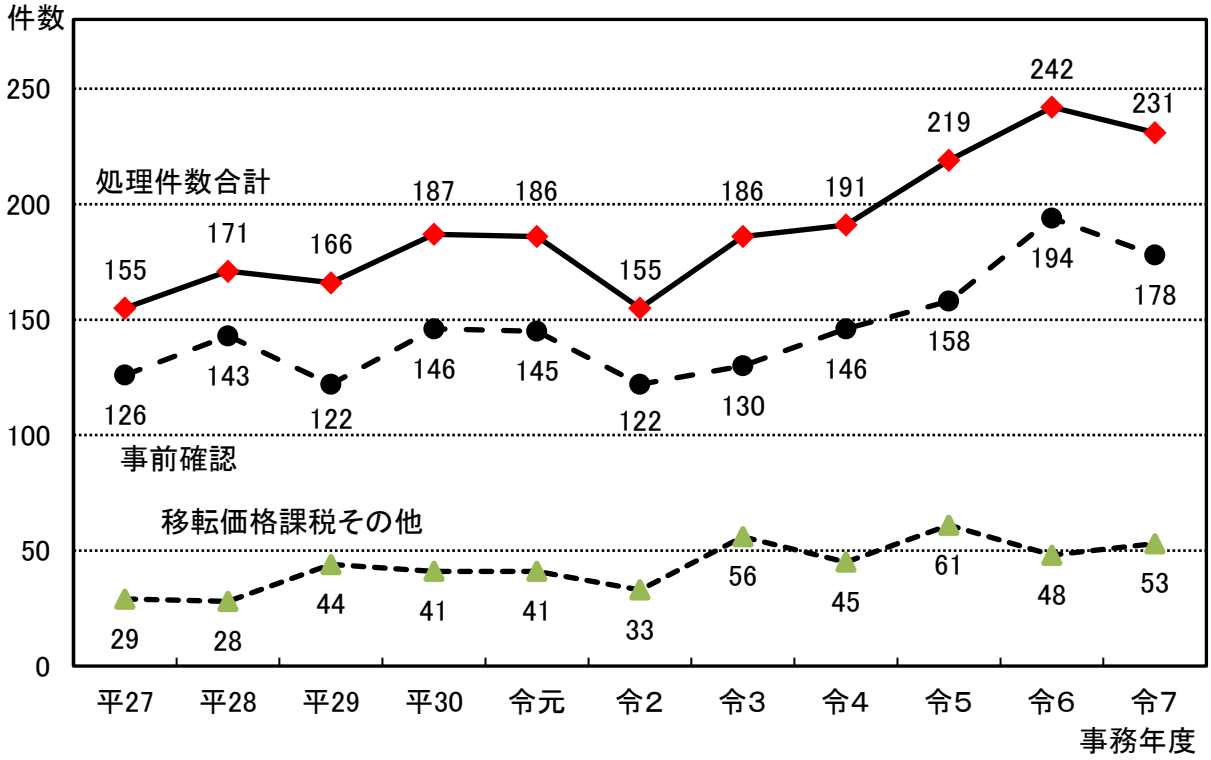

(2)　処理事案１件当たりに要した平均的な期間

○ 令和７事務年度の処理事案１件当たりに要した平均処理期間は、32.1 か月（令和６事務年度：39.6 か月）でした。
○ そのうち、事前確認に係るものは 35.0 か月（令和６事務年度：42.4 か月）、移転価格課税その他に係るものは 22.1 か月（令和６事務年度：28.5 か月）でした。

３．相互協議事案の繰越件数

(1)　繰越件数

○ 令和７事務年度の発生件数が処理件数を上回ったため、令和７事務年度末の繰越件数は増加しました。

（注）相互協議事案の種別の詳細については、別紙１を参照してください。

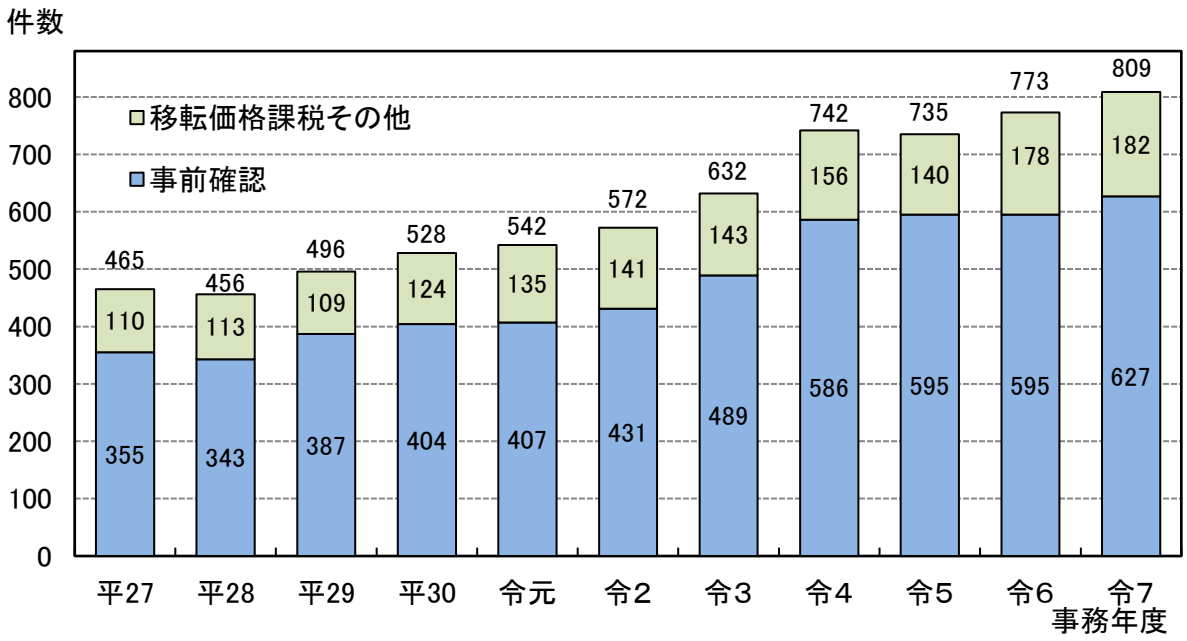

(2)　繰越事案の相手国・地域の地域別内訳

○ 令和７事務年度末の繰越事案の相手国・地域の地域別内訳は、アジア・大洋州が最も多く、次いで米州、欧州となっています。

○ なお、国別には、米国（25%）、中国（16%）、インド（13%）、韓国（10%）、ドイツ（５%）の順となっています。

（注）令和７事務年度末の繰越事案の相手国・地域については、別紙２を参照してください。

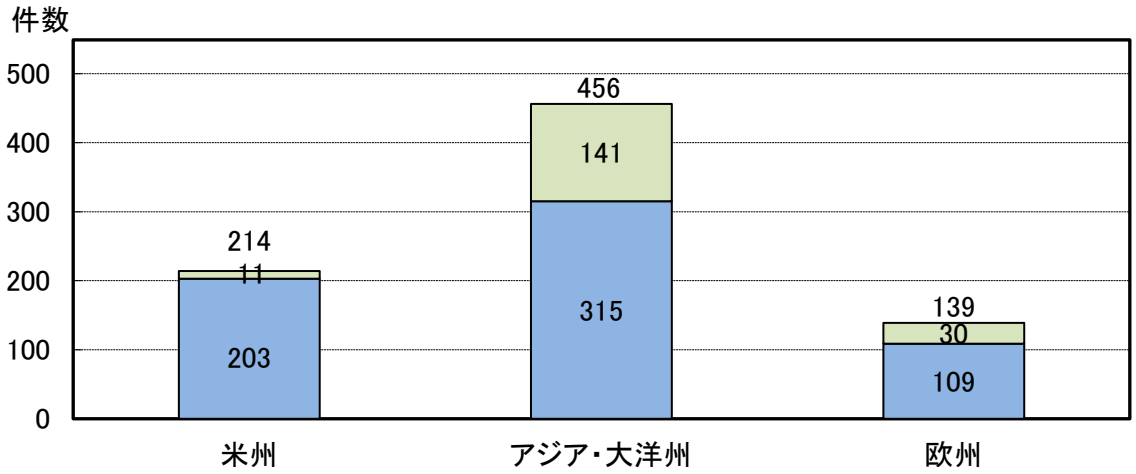

４．OECD 非加盟国・地域との相互協議事案の状況

(1)　発生件数、処理件数、繰越件数

○ OECD 非加盟国・地域との相互協議事案について、令和７事務年度の発生件数は 102 件、処理件数は 68 件、令和７事務年度末の繰越件数は 368 件でした。
○ この繰越件数（368 件）は、令和７事務年度末の相互協議事案の繰越件数（809 件）の 45%に当たります。

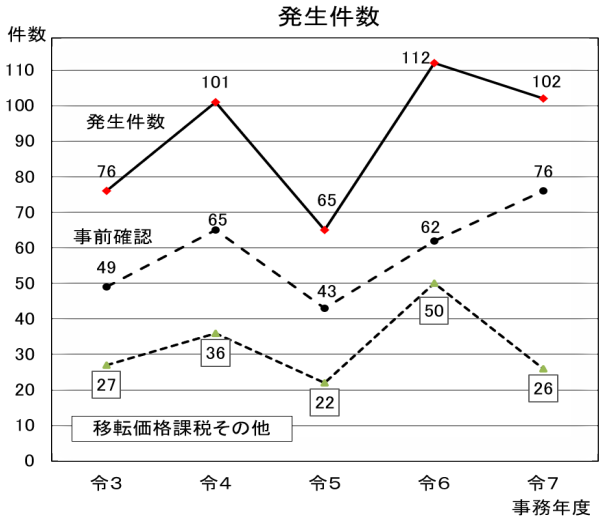

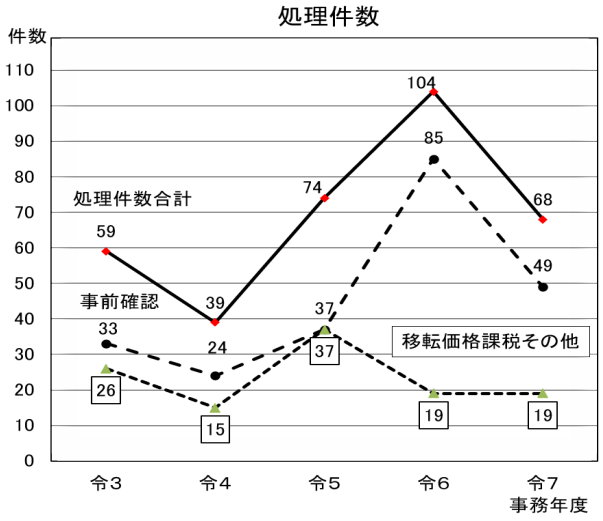

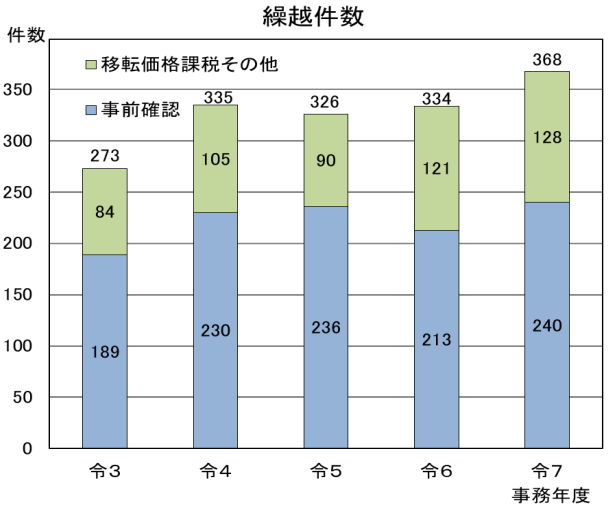

(2)　処理事案１件当たりに要した平均処理期間

○ OECD 非加盟国・地域との相互協議事案について、令和７事務年度の処理事案１件当たりに要した平均処理期間は、33.0 か月（令和６事務年度：49.0 か月）でした。
○ そのうち、事前確認に係るものは 38.7 か月（令和６事務年度：51.8 か月）、移転価格課税その他に係るものは 18.4 か月（令和６事務年度：36.3 か月）でした。

（別紙１）

相互協議事案数の推移

（単位：件）

事務年度		相互協議事案の種別			合　計
		事前確認	移転価格課税	その他	
令５	発生	１６７	３６	９	２１２
	処理	１５８	５３	８	２１９
	繰越	５９５	１２４	１６	７３５
令６	発生	１９４	６７	１９	２８０
	処理	１９４	４０	８	２４２
	繰越	５９５	１５１	２７	７７３
令７	発生	２１０	４９	８	２６７
	処理	１７８	４３	１０	２３１
	繰越	６２７	１５７	２５	８０９

（注）１　事務年度は７月１日から翌年６月 30 日までです。

２　発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

３　事前確認に係る相互協議事案の合意後、当該事案に係る補償調整及び修正について納税者からの申立て又は相手国税務当局からの申入れがあった場合には、当該申立て又は当該申入れが行われた年度の発生件数としてカウントしています。

４　処理件数は、相手国税務当局との合意、納税者による相互協議の申立ての取下げ等により相互協議を終了した件数です。

５　「その他」欄には、恒久的施設（PE）に関する事案や、源泉所得税に関する事案などが含まれます。

（ 別 紙 ２ ）

相互協議繰越事案の相手国・地域 （令和７事務年度末）

（50音順）

	米州	アジア・大洋州	欧　州	国・地域計
ＯＥＣＤ加盟国	カナダ 米国 メキシコ	オーストラリア 韓国	アイルランド イタリア 英国 オーストリア オランダ スイス スウェーデン チェコ デンマーク ドイツ ハンガリー フランス ベルギー ポーランド	19か国
ＯＥＣＤ非加盟国・地域		インド インドネシア シンガポール タイ 台湾 中国 ベトナム 香港 マレーシア		９か国・地域
国・地域計	３か国	11か国・地域	14か国	28か国・地域

（参考）

用 語 の 解 説

相互協議とは、租税条約等の規定に基づき、①国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合、若しくは生じると納税者が考える場合、又は②納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を求める場合等において、国税庁が納税者の申立て等を受けて租税条約等の締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

事前確認とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局が事前に確認を行うことをいいます。納税者は、確認された内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税を受けることはありません。